

科目名	行政法総論 Administrative Law: General Theories						
科目担当者	斉藤 拓実 SAITO Takumi						
単位数	4	配当年次	2年	授業形態	講義	開講学期	通年
履修学部・学科 [区分]	法学部・法律学科 [専門教育科目 専門科目]					ディプロマポリシーとの関連	(2)(4)
授業の概要	行政法の体系や基本的な事項について学んでいきます。行政法とはどのような法学分野なのか、行政法の基本原理、多様な行政活動、その実効性確保の方法、これら行政活動に対する統制手段といった内容を扱います。その際には現実の行政活動を素材として取りあげてことを予定しています。						
授業の到達目標	本講義は、受講生が、①行政法総論に関する基本的な事項について知識を身につけ、②その歴史的、思想的な背景を学ぶとともに、③今日における具体的な運用や問題点について理解を深めること、を目標としています。						
授業計画・内容	1	ガイダンス	16	行政上の実効性確保①—行政上の強制執行			
	2	行政法とは何か	17	行政上の実効性確保②—行政罰他			
	3	行政組織の法関係	18	非権力的な行政活動①—行政指導			
	4	法治主義と法律による行政の原理	19	非権力的な行政活動②—行政指導の限界			
	5	行政法規範①—法規命令と行政規則	20	非権力的な行政活動③—行政契約			
	6	行政法規範②—委任命令の適法性	21	行政活動と情報①—情報の収集			
	7	行政法規範③—法律と条令	22	行政活動と情報②—情報の公開			
	8	行政法規範④—行政計画、その他	23	行政活動と情報③—情報の管理			
	9	行政行為①—行政行為の概念	24	行政活動の手続法的統制①—申請処分手続き			
	10	行政行為②—行政行為の分類	25	行政活動の手続法的統制②—不利益処分			
	11	行政行為③—行政行為の性質	26	行政活動の実体法的統制①—行政裁量			
	12	行政行為④—取り消しと無効	27	行政活動の実体法的統制②—裁量審査			
	13	行政行為⑤—職権取消と撤回	28	行政活動の実体法的統制③—法の一般原則			
	14	行政行為⑥—行政行為の俯款	29	行政活動の組織法的統制			
	15	前期・総括	30	後期・総括			
授業外学修 (事前学修)	各回のテキスト範囲を予め通読すること（毎週2時間程度）						
授業外学修 (事後学修)	講義中に示した、法令、判例、補足資料を通読すること（毎週2時間程度）						
成績評価方法・ 評価比率・到達 目標との対応	成績評価方法				評価比率	到達目標との対応	
	定期試験 小テスト				100% 加点事由	①、②、③ ①、②、③	
成績評価基準	秀：（評点90点以上）到達目標を極めて高い水準で達成している場合 優：（評点80点～89点）到達目標を高い水準で達成している場合 良：（評点70点～79点）到達目標を一定の水準で達成している場合 可：（評点60点～69点）到達目標を最低限の水準で達成している場合 不可：（評点60点未満）到達目標に達していない場合						
教科書	曾和俊文、山田洋、亙理格著『現代行政法入門 第5版』（有斐閣、2019）						
参考文献	適宜指示する。						
その他							